

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約200年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し、南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計300万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円及びその増額分50万円）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年8月10日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いが無い別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金300万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月27日

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人 X について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）		2017 年 6 月 ～ 2018 年 3 月		
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			精神的損害の増額事由に該当するもの 記載例：①要介護 3 万円×対象期間月数
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）		①本件事故発生から6ヶ月間 ②本件事故発生から2ヶ月間	300,000 円	①福島第一原子力発電所から半径20km の区域にあり避難：30 万円 ②福島第二原子力発電所から半径8km～半径 10km までの区域のうち、福島第一原子力発電所から半径20km の区域外にあり避難：15 万円
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）		—	2,500,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤喪失：700 万円 ・生活基盤変容：250 万円または 50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）		① 出生月（●年●月）～2017年3月末 ② 出生月（●年●月）～2011年9月末		本件事故後に生まれた方の精神的損害 ①居住制限区域または避難指示解除準備区域（大熊町もしくは双葉町を除く）、楡葉町の緊急時避難準備区域：3 万円×対象期間月数 ②緊急時避難準備区域（楡葉町を除く）：3 万円×対象期間月数
	健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）		2011 年 3 月 ～ 2011 年 12 月		・子供・妊婦：60 万円 ・子供・妊婦以外：30 万円

自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)	①2011 年 3 月 11 日 ～2011 年 12 月 31 日 ②2012 年 1 月 1 日～ 2012 年 8 月 31 日 ③－		①中間指針追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償）：40 万円 ②2012 年 12 月 5 日公表の自主的避難等に係る追加賠償で示した金額（精神的損害等に対する賠償）：8 万円 ③追加的費用等に対する賠償：4 万円 ※旧屋内退避区域および南相馬市の一部のみ
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第 3)	2011 年 4 月 23 日～ 2011 年 12 月 31 日	200,000 円	中間指針第五次追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償）：20 万円 避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く） 以下、①既払い分は控除 ①追加的費用等に対する賠償：4 万円 ※旧屋内退避区域および南相馬市の一部のみ
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
	一部和解合 計額	3,000,000 円	

支払額		3,000,000 円
-----	--	-------------

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約200年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し、南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計300万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円及びその増額分50万円）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

- 1 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目について、申立人に下記内訳に係る金50万円の損害が生じたことを認める。

（内訳）

- 1 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額
50万円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月27日